

中川村お試し住宅規則

平成30年 3 月27日

規則第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、中川村お試し住宅条例（平成30年条例第 4 号。以下「条例」という。）第15条の規定により、お試し住宅の管理等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用の申込)

第 2 条 条例第 4 条の規定により、お試し住宅の使用許可を受けようとする者は、中川村お試し住宅使用申請書（以下「申請書」という。）を、村長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第 6 条第 1 項に規定する電子情報処理組織を使用して申請がされた場合には、前項の規定に従って申請書が提出されたものとみなす。

(使用許可)

第 3 条 村長は、申請書の提出を受けた場合、お試し住宅が使用可能となる日の60日前の日以降に、お試し住宅を使用する者（以下「使用者」という。）を決定する。

2 村長は、お試し住宅の使用を許可したときは、中川村お試し住宅使用許可書を交付するものとする。

(契約の締結)

第 4 条 使用者は、使用開始日までに、中川村お試し住宅賃貸借契約を村長と締結するものとする。

(使用許可の変更)

第 5 条 前 3 条の規定は、使用者が許可を受けた事項を変更しようとする場合に準用する。

(使用期間)

第 6 条 条例第 7 条第 1 項に規定する期間は別表のとおりとする。

(入居及び退去の立会い)

第 7 条 お試し住宅への入居及び退去は、村長が指定した職員の立会いのもと、中川村の休日定める条例（平成元年条例第26号）第 1 条第 1 項に規定する休日以外の日において、午前 8 時30分から午後 5 時15分までの間に行うものとする。

(修繕箇所の報告)

第 8 条 使用者は、条例第12条第 2 項に規定する修繕をする必要が生じたときは、その旨を中川村お試し住宅修繕報告書により村長に報告しなければならない。

(一時不在届)

第9条 使用者は、お試し住宅を連続する7日以上使用しないときは、あらかじめ村長に中川村お試し住宅一時不在届を提出しなければならない。

(退去届)

第10条 使用者は、条例第14条第1項の規定により退去するときは、退去する日から遅くとも7日前までに、中川村お試し住宅退去届を村長に提出しなければならない。

(事故免責)

第11条 お試し住宅が通常有すべき安全性を欠いている場合を除き、お試し住宅内での事故及び滞在期間中にお試し住宅外で発生した事故に対して、村はその責任を負わないものとする。

(補則)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月27日規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前の行為については、なお従前の例による。

別表(第6条関係)

お試し住宅の名称	使用期間
小平お試し住宅	7日以上、2か月以内
中組お試し住宅	7日以上、2か月以内
中央お試し住宅	7日以上、6か月以内